

中・長期事業計画
(平成30年度～平成32年度)
及び
平成30年度事業計画

社会福祉法人 友朋会

社会福祉法人友朋会事業計画

1、はじめに

昨年は社会福祉法人改革が施行され、様々な制度改革が行われました。地域における公益的な取り組みのほか、社会福祉法人の在り方やガバナンスの再構築などはますます重要性を増しています。

また、今年度施行された障害福祉サービス報酬改定では、複数の新たなサービスが位置付けられるとともに、障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行、地域生活支援に重点が当てられています。

当法人も、地域共生社会の実現に向けて、地域が抱える課題に向き合いそのニーズに応じた社会福祉サービスの実施等も視野に入れながら、社会福祉法人としての公益性を十分発揮し社会福祉、地域福祉の中核となり社会へ貢献できる法人として役割を果たしていけるよう努めていきます。

2、経営理念及び運営方針

経営理念

健やかでその人らしい生活の創造

運営方針

- ①コンプライアンス（法律遵守）の徹底
- ②人権の尊重
- ③家族・社会との連携
- ④地域移行の推進

3、第1期中・長期事業計画（平成30年度～平成32年度）

社会福祉法人として地域の課題に取り組むためには、中・長期的視点での事業が必要と考え、今年度より3年を1期とした事業計画の策定を行う事としました。

3年間という連続した期間の中での取り組みとして、以下の3項目を中・長期事業計画の柱として、それぞれの事業の実施を図っていきます。

I 多様な利用者ニーズへの対応と実現

- ・多様な利用者ニーズに対応するとともに、サニーサイドの強みを作る。
- ・多様な利用者ニーズに対応するとともに、利用者の増加を図る。
- ・多様な利用者ニーズに対応する職員の採用を強化する。
- ・利用者の意思決定を尊重した支援を実施する。
- ・「暮らし」の支援や基本の生活支援を標準化する。
- ・アール・ブリュット活動を推進する。
- ・ニーズの調査、変化、実現という一連の流れへの取り組みを推進する。

Ⅱ 組織力の強化・向上

- ・組織における効率的な業務体制の見直し、改善を実施する。
- ・広い視野を持った人材育成のための研修を実施する。
- ・専門性の向上のための資格取得を推進する。
- ・人材の確保・定着面での労務改善を推進する。
- ・「働きがいがある職場づくり」を推進する。
- ・「働きやすい職場づくり」に向けたヒアリング及び対応を実施する。

Ⅲ 地域における公益的な取り組み

- ・地域における公益的な取り組みの実施と見える化を推進する。
- ・地域における公益的な取り組みの周知事業を実施する。
- ・地域におけるニーズの把握を行う。
- ・地域共生社会の実現に向けた事業の在り方について検討を行う。

4、平成30年度事業目標

I 法人本部

事業内容

(1) 法人運営について

- ①理事会・評議員会の適正な運営
- ②社会福祉法、関係法令に基づいた適切な法人の運営

(2) 法人実施事業について

- ①グループホーム住居の新設
- ②地域における公益的な取り組みの推進
- ③アール・ブリュット活動の推進
- ④意思決定支援推進のための成年後見人選定
- ⑤施設・設備整備事業の実施（社会福祉充実計画と並行）

(3) 人材について

- ①人材育成のための先駆的サービス視察研修の実施
- ②人材確保のための定期採用説明会及び学校等との連携の実施
- ③人材定着のための職場環境見直しヒアリング等の実施

Ⅱ 障がい者支援施設サニーサイド

実施事業

施設入所支援・生活介護 定員 各 40 名

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うと共に、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体的機能又は生活能力の向上の為に必要な支援を行います。

短期入所 定員 2名

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者に短期間の入所を提供し、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。

地域生活支援事業 定員 2名

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短時間の通所を必要とする利用者に対して日中活動の提供を行います。

事業目標

今年度は、利用者ニーズへの対応と実現に取り組んでいきます。その中でも、利用者や家族のニーズの一つとして、「はたらく」ということがあります。生活介護事業所では、今までこれに対する取組は行っていませんでしたが、今後の地域移行の推進、またそれに伴う社会生活支援を行ううえでも「はたらく生活介護」の部門を新設します。利用者の能力や状態によって支援の提供を行うため、当年度は「作業」を通しての働くことへの意識や、手指先の訓練等を中心に行っていきます。

暮らしの場である施設入所支援では重度・高齢化が進んでいます。昨年度より取り組んでいるリハビリを用いた支援をより強化し、体力維持向上に努めていき、より安心して安全、そして暮らしやすい環境を整えます。

(1) 利用者ニーズへの対応と実現

①「はたらく生活介護」の実施

作業訓練・地域移行班を編成し、アトリエSUNで週3回程度の作業訓練を対象者に対して行います。主な作業・訓練は、ネット作業等の下請け作業から始めスキル向上とともに、手指先の巧緻性の訓練を行います。

②「はたらく」うえでの社会生活支援の実施

はたらく楽しみとともに、地域に役立つこと、地域・社会資源を利用するなどの社会生活支援を実施します。社会との接点を持つ機会を多く作り、ニーズの実現に繋がります。

(2) 地域移行の実施

①グループホーム体験・移行訓練の実施

前年度に引き続き、グループホームの体験利用を行い利用者の課題の改善に取り組みながら、スムーズな地域移行を行います。また、本人のニーズやご家族の希望や不安などにもしっかりと対応していきます。

②グループホームへの移行

国の指針による施設入所から9%の地域移行を目標とし、今年度は2名の移行を目指します。

(3) 安心安全で清潔な、そして、充実した「暮らし」の提供

① 充実した「暮らし」の提供

利用者ニーズの実現に向けての取り組みを行い、その取り組みの過程の見える化を行います。

② 安心安全な室内外、支援環境の設定と見直し

居室環境や生活環境の整備を行うとともに、安心安全に過ごせるための居室確認や、施設設備面の見直し、標準化（マニュアル化）を行います。

③ 清潔で整理された環境維持のための標準化

常に清潔で、整頓された環境で暮らして頂けるための環境整備を標準化（マニュアル化）します。

(4) 健康管理と感染症予防の実施

① 利用者の健康状態把握と管理

その人ごとの健康状態を把握することで速やかな対応に努めます。また、リハビリを用いた支援や体を動かすレクリエーションを取り入れることで体力維持・健康維持に努めます。

② 感染症予防の徹底

衛生管理の徹底により感染症等を防ぎます。

③ 栄養ケアマネジメントの実施

管理栄養士による栄養ケアマネジメントを実施し、利用者の健康管理を補助します。

(5) 新規利用者の獲得

① 新規利用者 2 名の獲得

支援学校在校生の体験実習受け入れの他、新規サービス利用及びサービス変更の為に体験実習も積極的に受け入れていきます。また、事業所内の作業内容ごとにパンフレットを作成し、体験見学会の開催に加え、支援学校や相談支援事業所へのアプローチを行うことで新規利用者 2 名の獲得を目指します。

Ⅲ サニーサイドワークセンター

実施事業

就労継続支援 B 型 定員 20 名

一般企業や事業所等に雇用されることが困難な障がい者の方に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、支援を行います。

事業目標

当事業所では、ハーブ製品・農作物・雑貨の販売、委託作業受注による作業を提供しています。更なる工賃向上を目指し、ハーブティ製品及び雑貨品の販売に加え、新規作

業として農福連携事業の施設外就労を実施し、これまでの新規作業開拓、販売機会、販売所の増加等、販売促進の取り組みと併せて行っていきます。

また、平成30年度には利用者数16名を目指し、新規利用者獲得の為の取り組みも行っていきます。

(1) 工賃向上

目標平均工賃 13,000円(前年度比113%)

【内訳】

部門名	作業種類・業者等	目標売上額	前年度比
委託作業部門	下請け作業 美化作業	1,406,000円	92%
	施設清掃作業	444,000円	65%
	【新】農福連携(施設外就労)	864,000円	—
生産活動部門	ハーブ製品	497,900円	110%
	農産加工品他	143,500円	87%
	雑貨品	100,000円	144%
計		3,455,400円	

①農福連携事業

今年度より農福連携事業に参加し、施設外就労を実施します。週4回(1回2時間)農業者の所に行き、野菜の収穫、畑の整備、製品の梱包等の作業を行います。毎月2回の評価、見直しを行いながら就労への順応、スキルアップを目指します。また、毎年度作業工賃の向上を目指した取り組みも併せて実施します。

②新製品の開発と販売

ハーブの栽培はレモングラスを中心として、栽培量を現在の2倍とし収穫量を増やします。下請け・委託作業に左右される事のない、施設製品で工賃向上が行えるような取り組みを推進します。また、雑貨製品については、現在販売している製品のほか、利用者の方の絵画を用いた製品の開発から商品化までを目指します。

③販売促進

SNS、ホームページ等を活用した商品の安全性や販売イベントを知ってもらう取り組みは今年度も行い、社会就労センターによる定期販売会・地域で開催されるイベントへの出店を行います。また、現在の販売所の整理も行い、安定した販路の拡大を図ります。

(2) 社会生活支援

事業所を利用する中で、利用者の方にとって「働くこと」「収入を得ること」「楽しみを感じることに一連のつながりのあるものだと実感し、より働く意欲・工賃向上への意欲につながっていくよう支援します。

また、企業見学等を通じ、自らの仕事が地域社会の役に立っている事を知る機会を提供する事で、充実した社会生活へとつなげていきます。

(3) 新規利用者の獲得

支援学校在校生の体験実習受け入れの他、新規サービス利用及びサービス変更の為の体験実習も積極的に受け入れていきます。また、事業所内の作業内容ごとにパンフレットを作成し、体験見学会の開催に加え、支援学校や相談支援事業所へのアプローチを行うことで新規利用者2名の獲得を目指します。

Ⅳ 共同生活援助サニーサイド

実施事業

共同生活援助事業（介護サービス包括型） 定員14名

休日及び日中活動以外の夜間において、共同生活を営むべき住居にて、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の必要な日常生活上の援助を行っています。

事業目標

「暮らし」に着目した支援を行っています。高齢化・重度化が進み、健康で楽しみのある生活を必要とされる方、また、これから地域生活や社会生活を送っていくことが必要な方、それぞれのニーズには違いがあります。

これらのニーズに対応し、ひとりひとりが選んだ生活をより過ごしやすい、充実した生活にしていけるよう支援します。

（1）安心・安全な暮らしの提供

①健康管理

年1回健康診断に加え、体重変動の経過観察・半期ごとの食事摂取量確認調査を行い、利用者の方の状態を把握し、早急に対応することで、安心な生活に繋がります。また、身体を動かす機会を提供することで、身体能力の維持に努め、年齢を重ねても健康な生活を送ることができるよう支援します。

②設備・備品等の清掃・確認の実施

月に一度保守点検を行い、施設内外の設備のチェックを行います。また毎日清掃を行い、清潔な居室環境を提供するとともに、必要に応じて備品の購入・配置換え等を行い、一人一人が安心・安全でくつろげる居室環境を提供します。

（2）社会生活支援の充実

①意思決定支援とサービスの提供

自治会の在り方を見直し、休日の過ごし方、提供するサービスについての意見を求める機会を持ち、自らの要望をどう実現していくのか検討しながら、自己実現につながる支援を行います。

②趣味・余暇支援サービスの提供

休日の余暇支援として、希望する活動を選択して参加できる4つの趣味活動の提供、地域交流の機会の提供、地域の資源を活用しながら、社会生活スキルを向上する支援等、

ひとりひとりに応じた余暇支援サービスの提供に努めます。

(3) 新規利用者の獲得

新規事業所開設にあたり、支援学校及び相談支援事業所を訪問し、地域生活を送るにあたり支援が必要な利用者の方に対し、宿泊体験の受け入れを行い、新規利用者3名の獲得を目指します。

V 相談支援事業所サニーサイド

実施事業

特定相談支援事業・障害児相談支援事業

障害者及び障害児、保護者の相談に応じ、利用する障害福祉サービスの種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画、障害児支援利用計画」を作成します。また、障害福祉サービスの利用状況を把握し、関係者との連絡調整等を行います。

事業目標

サービスを必要としている利用者の方に寄り添い、必要なサービスのご提案及びご利用後のモニタリングを実施し、市町村等関係機関との連携を図りながら、様々なニーズの利用者の方に計画相談を実施していきます。

また、相談支援の面談等を通して、利用者の様々なニーズから地域のニーズを把握していきます。それによって、障害児支援、福祉サービスの現状、他事業所の取り組み等、様々な情報を収集し、法人職員で幅広い知識や情報が共有できるようにします。

(1) 新体系での計画・児童相談の実施

①法律改正に基づいた新たな対応の実施

今年度の法改正に基づいた新たなモニタリング増加への対応や、サービス利用に係る計画書作成を行っていきます。

②計画相談における一連の作業の効率化

新たに相談支援管理ソフト導入により事業運営の効率化を図ります。

(2) 地域ニーズ調査事業の実施

①地域ニーズの調査・分析の実施

利用者、保護者・家族や関係機関からのニーズ調査を行い、今後の障害福祉サービスやインフォーマルサービスなどの支援を必要としている方のニーズ調査を行い、とりまとめを行います。

②障害児支援・療育の専門知識、福祉サービス等の現状について、職員への周知、情報共有の実施

専門分野や相談支援の現状等の情報共有のため、年2回の職員向け研修を実施します。